

## 目黒区立原町小学校「いじめ防止基本方針」

目黒区立原町小学校における、いじめの防止等に関する取り組みについては、以下の基本方針をもとに効果的ないじめ防止策を講じるものとする。

### 【基本方針】

#### 1 未然防止

- ・ 日頃から学校全体で「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成する。
- ・ 人権教育や道徳教育等、学校の教育活動全体を通して、意図的・計画的にいじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・ 児童がいじめについて学び、主体的に考える児童自身によるいじめ防止のための取組を推進する。
- ・ 校内研修により教職員の資質の向上を図る。
- ・ 児童及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。
- ・ 必要に応じ、保護者会やお便り等によって保護者へ情報提供するとともに緊密な連携を図る。

#### 2 早期発見

- ・ 定期的なアンケートやicheckによる調査、教育相談の実施、スクールカウンセラーによるカウンセリング等により早期にいじめの兆候や実態を把握し、児童がいじめを伝えやすい体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室の利用や電話相談窓口の周知等、相談体制を整備する。
- ・ 生活指導夕会等を利用し、教職員全体でいじめに関わる情報を共有する。

#### 3 早期対応

- ・ いじめを発見した時は速やかに管理職に報告し、生活指導主任を中心に組織的に対応する。
- ・ いじめられている児童及び、いじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて学習できる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、いじめた児童への毅然とした指導を行う。
- ・ いじめを見ていた児童に対し、自らの問題として捉える指導を行う。
- ・ 双方保護者への指導・助言を行う。
- ・ 緊急保護者会等で保護者との情報の共有及び解決に向けた協力の要請を行う。
- ・ 教育委員会を始め、警察や児童相談所、子ども家庭支援センター等、関係諸機関との相談・連携を確実に行う。

#### 4 重大事態と思われる案件が発生した場合の対処

- ・ いじめられた児童の安全確保を最優先する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて学習できる環境を確保する。
- ・ 関係機関・専門家等との相談・連携を迅速に行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携を図る。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、又は学校の設置者が行う調査への協力を行う。
- ・ 目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省へ報告する。
- ・ 重大事態の調査結果についての知事の調査(再調査)への協力をする。

#### 5 学校いじめ対策委員会について

- ・ 学校いじめ対策委員会の構成は校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、該当児童担任等とする。
- ・ 同委員会は原町小学校いじめ防止基本方針の策定・見直しを行う。
- ・ 同委員会はいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の中核を担う。
- ・ いじめが発生した場合、同委員会を中心に組織的・計画的に解決に向け、取り組む。
- ・ 学校だけで対処できない時は支援組織として「学校サポートチーム」を設置する。